市街地復興効果促進事業の概要を示す書類

事業番号	★ D 23 - 2 - 44
要綱上の 事業名称	復興地域づくり加速化事業
細要素事業名	集団移転跡地利活用方針策定事業
全体事業費	41,000 (千円)

## く概要>

本市における東部地域防災集団移転促進事業は、平成28年3月末までに移転先の住宅建築がおおむね完了するなど、 事業の完了に向けて着実に進捗しているところである。また、防災集団移転促進事業における移転跡地(以下「移転跡地」 という。)の買取についても着実に進捗していることから、今後の移転跡地利活用について具体的な検討を進めるべく、『交 流とチャレンジ』をテーマとした、本市の「集団移転跡地利活用の考え方」を平成28年2月に公表した。この中では、市民や 企業、NPO、起業家など、民間による自由な発想での主体的な利活用を実現するため、本市における利活用検討の基本姿 勢を示すとともに,斬新なアイデアの募集や利活用事業者の公募などのプロセスを経て具体化を図っていくこととしている。 平成28年4月から6月には、「集団移転跡地利活用のアイデア」を広く募集し、市内外から88件の多様なアイデアの応募をい |ただいた。今後は,これらのアイデアを基に,元住民や地元町内会など,広く市民との意見交換を行いながら,各分野の専 門家の意見も踏まえ、本市にふさわしい東部沿岸部の新たなあり方の実現に向けた「集団移転跡地利活用方針」を策定す

本事業は、市民フォーラム形式の検討委員会などによる公開の場での検討を行いながら、「集団移転跡地利活用方針」 を策定するため,必要な検討業務等を民間業者に委託するものである。また,利活用方針における事業者公募の条件を整 理するため、移転跡地の利用可能面積及び地盤高を把握する用地調査検討業務を委託するものである。

#### (利活用検討の基本姿勢)

- ①市民・事業者など、民間が自由な発想で自ら取組む「新たな土地利用」
- ②仙台の「新たな魅力」を生み出す場の創出
- ③市民・NPO・企業・行政の「新たな役割」を構築

#### <対象面積>

·62.7ha (南蒲生地区3.4ha, 新浜地区3.9ha, 荒浜地区40.5ha, 井土地区0.5ha, 藤塚地区14.4ha) ※平成28年7月末時点の買取面積

## <事業費>

·集団移転跡地利活用方針検討業務委託 10,000千円(H28.9.23 使途協議済み)

①移転跡地利活用方針の策定 1式 ②市民フォーラム開催支援 1式 ③事業者向けワークショップ開催支援 1式

·集団移転跡地用地調査検討業務委託 31,000千円(今回協議分)

①移転跡地用地平面図作成 1 = ②道路縦断調査検討 1式

# <事業スケジュール(予定)>

平成28年 2月 「集団移転跡地利活用の考え方」を公表 平成28年 4月~平成28年 6月 「集団移転跡地利活用のアイデア」募集

平成28年11月 平成28年11月~平成29年 1月 市民フォーラム開催(3回) 平成29年 3月 「集団移転跡地利活用方針」策定

平成29年度 利活用事業者の公募, 利活用事業者の決定

事業者向けワークショップ開催

平成30年度~ 移転跡地の利活用の開始

#### <基幹事業>

•D-23 防災集団移転促進事業

津波などにより甚大な被害を受け、災害危険区域を指定した地区の住民について、安全が見込まれる地域への集団移 転を促進するもの。

## <基幹事業との関連性>

防災集団移転促進事業と連携して、市民の命と暮らしを守りながら、津波により被災した東部地域の集団移転後の跡地 について、新たな土地利用の具体的検討を行い、東部津波被災地の復興まちづくりを推進するものである。